

○奈良県看護師等修学資金貸与条例

昭和三十七年三月三十一日

奈良県条例第五十号

〔奈良県看護婦修学資金貸与条例〕をここに公布する。

奈良県看護師等修学資金貸与条例

(昭三八条例三三・平一四条例二二・改称)

(目的)

第一条 この条例は、県内において業務に従事する看護師等の充足を図るため、看護師学校等に在学する者で将来県内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(昭三八条例三三・全改、昭四二条例三二・昭六一条例六・平一四条例二二・一部改正)

(定義)

第一条の二 この条例において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

2 この条例において「看護師学校等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 保健師助産師看護師法(昭和三十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十九条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所

二 法第二十条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する助産師養成所

三 法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学、同条第二号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第三号の規定に基づき都道府県知事が指定する看護師養成所

四 法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所

(昭四二条例三二・全改、昭四三条例二七・昭四五条例三〇・昭四六条例三五・昭四八条例二三・昭六一条例六・平六条例二四・平一二条例一九・平一四条例二二・平二二条例一〇・平二七条例五六・一部改正)

(修学資金の貸与)

第二条 知事は、第一条に規定する者のうち、国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二

号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)以外の者が設置する看護師学校等に在学するもので、県内に存する看護師等の確保が特に困難であると認められる施設及び団体で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)並びに県内に存する看護師等の確保が困難であると認められる医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるもの(以下「特定病院」という。)において看護師等の業務(規則で定めるものを除く。以下同じ。)に従事しようとするものの申請により、その者に無利息で修学資金を貸与することができる。

- 2 修学資金は、毎月貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、二月分以上を併せて貸与することができる。
- 3 修学資金の貸与期間は、知事が定める月から看護師学校等を卒業する日の属する月(貸与月額に当該知事が定める月以降当該看護師学校等を通常卒業するまでに要する月数を乗じて得た額を超えて貸与を受けることとなるときは、その超えることとなる月の前月)までとする。

(昭三八条例三三・昭四二条例三二・昭四三条例二七・昭四六条例三五・昭四九条例二三・昭五一条例二〇・昭五二条例一九・昭五三条例一七・昭五四条例一八・昭五五条例一四・昭五六条例一八・昭六一条例六・平一四条例二二・平一七条例三三・平二五条例五六・一部改正)

(修学資金の額)

第三条 修学資金の額は、次の表の上欄に掲げる修学資金の貸与を受ける者の在学する看護師学校等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

看護師学校等の区分	修学資金(月額)
第一条の二第二項第一号から第三号までに掲げる看護師学校等	三六、〇〇〇円
第一条の二第二項第四号に掲げる看護師学校等	二一、〇〇〇円

(昭六一条例六・追加、昭六三条例四・平元条例三・平三条例四・平一〇条例五・平一四条例二二・平一六条例三五・平一七条例三三・一部改正)

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(昭六一条例六・旧第三条繰下)

(貸与の休止)

第五条 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、第二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(昭六一条例六・旧第四条繰下・一部改正)

(貸与の打ち切り)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その貸与を打ち切るものとする。

- 一 看護師学校等を退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(昭四二条例三二・一部改正、昭六一条例六・旧第五条繰下・一部改正、平一四条例二二・一部改正)

(返還債務の免除)

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、返還債務を免除するものとする。ただし、看護師学校等を卒業した日から一年以内に看護師等の免許(当該看護師学校等の卒業の資格に係るものに限る。次条及び第九条において同じ。)を取得できなかつたとき、及び当該免許取得後直ちに特定施設又は特定病院(以下「医療施設等」という。)において看護師等の業務に従事しなかつたときを除く。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに特定施設において引き続き看護師等の業務に従事した期間が当該貸与を受けた期間に二年を加えた期間に相当する期間に達したとき。
- 二 医療施設等において引き続き看護師等の業務に従事した期間が当該貸与を受けた期間に四年を加えた期間に相当する期間に達したとき(前号に規定する場合を除く。)
- 三 前二号の業務に従事した期間中又は次項の業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業

務を継続することができなくなつたとき。

- 2 前項第一号及び第二号の規定の適用については、他種の看護師学校等への進学、疾病、育児休業その他やむを得ない事由により業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、業務に従事した期間の計算に算入しないものとする。

(昭三八条例三三・昭四二条例三二・昭四六条例三五・昭六一条例六・平三条例四・平五条例三・平一〇条例五・平一四条例二二・平一四条例一三・平一七条例三三・平二五条例五六・一部改正)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額に相当する額を限度として、返還債務(履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。)を免除することができる。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに特定施設において引き続き看護師等の業務に従事した期間(以下この号において「従事期間」という。)が、当該貸与を受けた期間以上であるとき。 従事期間を当該貸与を受けた期間に二年を加えた期間で除して得た数値(当該数値が一を超えるときは、一とする。)を返還債務の額に乗じて得た額
- 二 医療施設等において引き続き看護師等の業務に従事した期間(以下この号において「従事期間」という。)が、当該貸与を受けた期間以上であるとき(前号に規定する場合を除く。)。従事期間を当該貸与を受けた期間に四年を加えた期間で除して得た数値(当該数値が一を超えるときは、一とする。)を返還債務の額に乗じて得た額
- 三 死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなつたと認められるとき。 返還債務の額

- 2 前条第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合について準用する。

(平三条例四・全改、平五条例三・平一〇条例五・平一四条例二二・平一四条例一三・平一七条例三三・平二五条例五六・一部改正)

(返還)

第九条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月から起算して当該貸与を受けた期間(第五条の規定により修学資金を貸与されなかつた期間を除く。)に相当する期間(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、月賦その他の規則で定める均等払の方法により、貸与を受けた修学資金の総額に相当する額

を返還しなければならない。

- 一 第六条の規定により貸与が打ち切られたとき。
- 二 修学資金の貸与を受けた者が看護師学校等を卒業した日から一年以内に看護師等の免許を取得できなかつたとき。
- 三 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに医療施設等において看護師等の業務に従事しなかつたとき。
- 四 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに医療施設等において看護師等の業務に従事した後、医療施設等において看護師等の業務に従事しなくなつたとき。

(昭三八条例三三・昭四二条例三二・昭六一条例六・平三条例四・平一〇条例五・平一四条例二二・平一七条例三三・平二五条例五六・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 第六条の規定により修学資金の貸与を打ち切られた後、引き続き看護師学校等に在学するとき。
- 二 看護師学校等を卒業した後、他種の看護師学校等に在学するとき。
- 三 医療施設等において看護師等の業務に従事するとき。
- 四 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(平三条例四・追加、平一四条例二二・平一七条例三三・平二五条例五六・一部改正)

(延滞利息)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合(閏年は、平年と同様に扱う。)で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りでない。

(昭四五条例九・一部改正、平三条例四・旧第十条繰下)

(その他)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平三条例四・旧第十一条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和三八年条例第三三三号)

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第三二二号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二七号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第三〇号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第三五号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二三三号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二三三号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二〇号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第一九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第一七号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第一八号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第一四号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第一八号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日以降において看護婦学校等に入学した者に係る修学資金について適用し、同日前に看護婦学校等に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第九条第一項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後において返還の事由が生じた修学資金について適用する。

附 則(昭和六三年条例第四号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第三条第四項の規定は、昭和六十三年四月一日以降において看護婦学校等に入学した者に係る修学資金について適用し、同日前に看護婦学校等に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第三条第四項の規定は、平成元年四月一日以降において看護婦学校等に入学した者に係る修学資金について適用し、同日前に看護婦学校等に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成三年条例第四号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成三年四月一日以後に看護婦学校等に入学した者に係る修学資金について適用し、同日前に看護婦学校等に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成三年三月一日に看護婦学校等に在学する者に係る修学資金については、改正後の条例第七条から第十条までの規定を適用する。この場合において、改正後の条例第八条第一項第二号中「特別修学資金の貸与を受けた者が一般修学資金の貸与を受けたものとした場合に前条第一項第一号の規定に該当して免除されることとなる額」とあるのは、「貸与を受けた修学資金の総額の二分の一に相当する額」とする。

附 則(平成五年条例第三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例の規定は、平成五年度以後に新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成四年度までに貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成六年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正)

- 3 奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一〇年条例第五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例の規定は、平成十年度以後新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成九年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第一九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一四年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県准看護婦試験委員条例第二条第二項の規定により委嘱された准看護婦試験委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の奈良県准

看護師試験委員条例第二条第二項の規定により准看護師試験委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第三条の規定にかかわらず、同日における改正前の奈良県准看護婦試験委員条例第三条の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によってした手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定があるものは、前項に定めるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成一四年条例第一三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成十四年度以後新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成十三年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年条例第三五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定に基づく国立又は公立の看護師学校等に係る特別修学資金(この条例の施行の日前に貸与することとされたものに限る。)の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第三三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成十七年度以後新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成十六年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第五六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成二十五年度以後新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成二十四年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二七年条例第五六号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。